

## 居宅介護支援

### 【利用までの流れ】

☆要介護認定を受けておられない方

#### 相 談

介護に関する不安、質問、お困り事等お気軽にご相談下さい。  
介護認定の申請等代行させていただきます。

#### 申 請

介護保険サービスの利用を希望される方は、市役所高齢社会課・各保健センター等お住まいの担当窓口にて『要介護（要支援）認定』の申請をしましょう。代行させて頂く事も可能です。

#### 要介護（要支援）認定

##### 主治医の意見書

主治医に疾病の状態、特別な医療、認知症や障害の状況について意見を求めます。

##### 訪問調査

認定調査員がご本人の心身状態の確認のために、日常生活における介護の必要度について、ご本人・ご家族等から聞き取り調査を行います。

##### 介護認定審査会（二次判定）

認定調査（一次判定）の結果と主治医の意見書等をもとに保健・医療・福祉の専門家によって、どのくらい介護が必要か審査します。

##### コンピューター判定（一次判定）

74項目の基本調査を行い、全国共通のコンピューターソフトによって判定されます。

##### 認定

介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が認定されます。

#### 認定結果の通知

認定申請から約 30 日で市より申請者ご本人に被保険者証の送付と認定結果が通知されます。認定に不服がある場合は、鳥取県介護保険審査会に不服申し立てをする事ができます。ご相談ください。

☆要介護・要支援の認定を受けられた方

**相 談**

介護に関する不安、質問、お困り事等お気軽にご相談下さい。

**ケアプラン作成依頼**

在宅でサービスを利用する場合、ケアプランが必要です。居宅介護支援事業者を決定し、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成を依頼します。

**ご 契 約**

要支援 1・2 の方は、お住まいの担当の地域包括支援センターにケアプラン（介護予防サービス計画）の作成を依頼します。

提供サービス内容にご同意頂きましたら、ご契約を締結させていただきます。

**ケアプラン原案作成**

ご本人・ご家族のできること、できないことを明確にし、必要なサービスとサービス事業者を選びます。

**サービス担当者会議**

ケアマネージャーは調整役となり、ご本人・ご家族、サービス担当者を含めて原案（必要なサービス・具体的サービス内容等）について検討します。

**ケアプランの決定**

お困り事等を解決するために利用するサービスの内容や頻度をケアプランとして、ご提示します。

ケアプラン決定後サービス事業者と契約します。

**サービスの利用開始**

ケアプランにもとづいてサービスが開始されます。

**実施状況の把握**

モニタリング

ご利用者のご自宅に訪問し、本人と面談させて頂き、現在の状況を確認させていただきます。

**ケアプランの変更**

ご本人の心身状況からケアプランの見直しが必要な場合はケアプランや介護認定の変更を検討します。

**区分変更**